

地域と行政に求められていること(公共的課題)



課題

- 地域に埋もれている要援護者を把握すること
- 要援護者を適切な支援につなげ孤立死を防止すること
- 認知症高齢者等に対する地域内での支え合いを推進すること

課題解決に向けて

平成27年4月から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施

大正区における日ごろの見守り活動事業概要

○【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費)

事業内容

区社協に福祉専門職のワーカー(CSW)を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、次の①～③の機能を一体的に実施することにより、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。

機能① 地域の見守り活動への支援

- ・行政が保有する「要援護者名簿」の登録者に対して、地域等への情報提供に係る同意確認を郵送により実施
- ・未回答者に対しては、CSWが各戸訪問により同意確認を行う
- ・同意のあった要援護者の情報は、地域へ提供し(別途協定書の締結が必要)、見守り活動につなぐ
- ・地域において平時の見守り活動を行うことで、災害時の避難支援への備えも強化

機能② 孤立世帯への専門的対応

機能③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見



大正区における日ごろの見守り活動事業概要

○【地域見守り体制づくり推進事業】(区長自由経費)

事業内容

「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」における「見守り相談室」が実施している事業の機能①～③と連携して、事業実施する。また、各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域見守り体制づくりを推進する。

機能① 地域の見守り活動への支援

- ・要援護者名簿による、同意確認のためのCSWとの同行
- ・同意者の地域における見守り活動(者)へのつなぎ
- ・地域における日頃の見守り体制の構築に向けた支援

機能② 孤立世帯への専門的対応

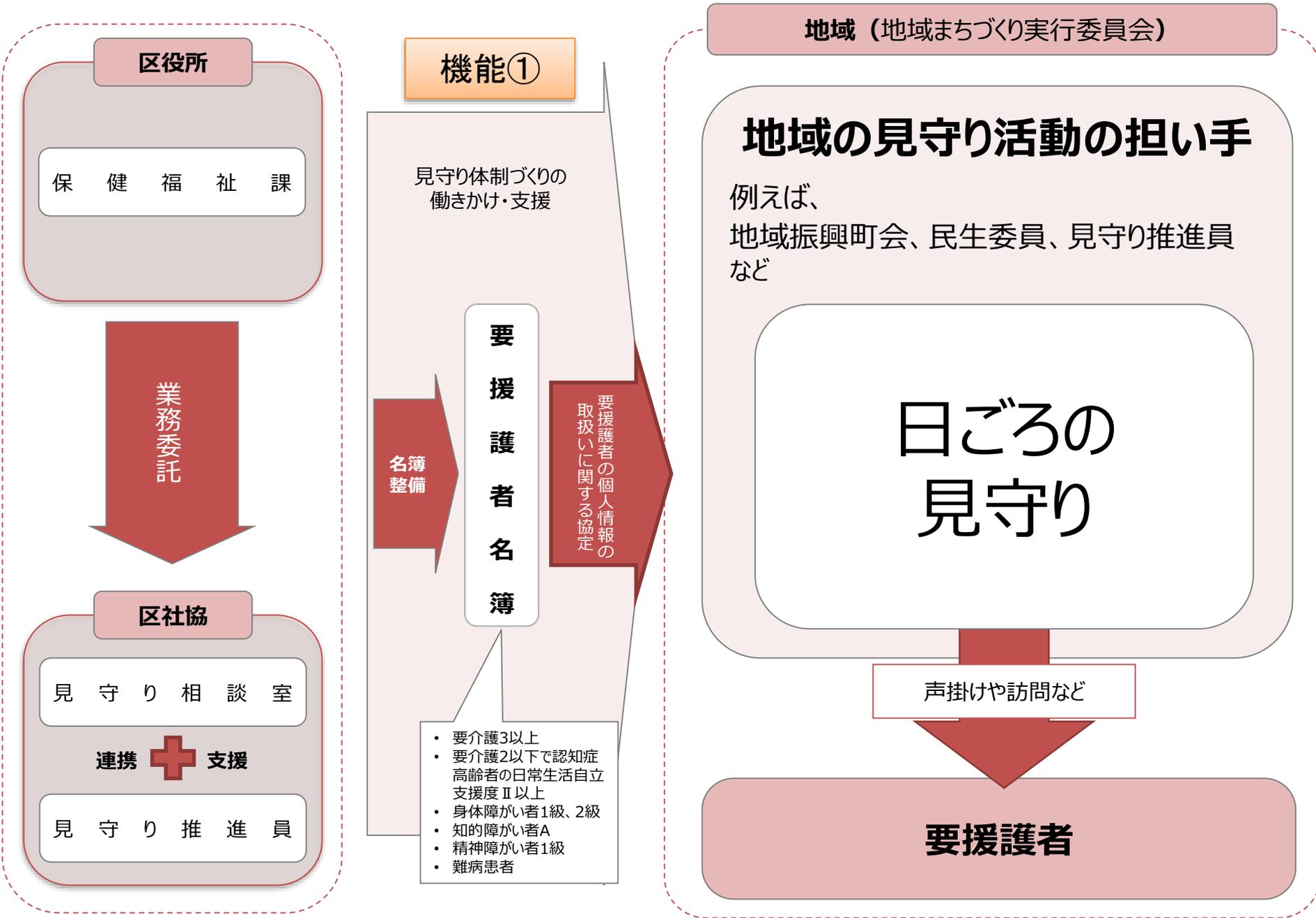
- ・地域のアンテナ機能として自ら相談できない要援護者の把握・発見
- ・地域が把握する要援護者の情報の収集業務

機能③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

- ・事前登録者の見守り

【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】と
【地域見守り体制づくり推進事業】により地域の見守り体制づくりを支援

大正区における日ごろの見守り体制のイメージ図



要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書の締結状況

地域まちづくり実行委員会の構成団体である大正区民生委員児童委員協議会とは既に協定を締結済であることから、各地区の民生委員に要援護者名簿をお渡しておりますが、地域全体で見守り活動を行うため、地域まちづくり実行委員会との協定締結を進めています。

令和4年4月1日現在に協定締結に至った地域

地域名	協定締結者	協定締結日
三軒家西	三軒家西地域まちづくり実行委員会	令和2年1月1日
泉尾北	泉尾北地域まちづくり実行委員会	令和2年3月1日
三軒家東	三軒家東地域まちづくり実行委員会	令和3年2月15日
小林	小林地域まちづくり実行委員会	令和3年6月1日
北恩加島	北恩加島地域まちづくり実行委員会	令和3年9月22日
南恩加島	南恩加島地域まちづくり実行委員会	令和4年1月4日
鶴町	鶴町地域まちづくり実行委員会	令和4年3月24日

※未締結地域 泉尾東、中泉尾、平尾の3地域

要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇地域まちづくり実行委員会（以下「乙」という。）は、地域における見守り活動の実施にあたり、甲から乙に提供する個人情報及び見守り活動を行ううえで収集した個人情報の取扱い等について必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に速やかに避難するうえで介助等の支援が必要な方（以下「要援護者」という。）に対する見守り活動に係る個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、だれもが安心安全に暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

（地域の定義）

第2条 本協定における地域とは見守り活動のため区域内において活動を行う団体として、区役所が認定した地域団体等のことをいう。

（個人情報の提供）

第3条 甲は、次の各号に掲げる個人情報を記載した地域提供用リストを乙に提供する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 見守り支援の有無
- (7) 世帯構成
- (8) 支援を必要とする事項
- (9) 要介護認定の有無（高齢者に限る。）
- (10) 認知症高齢者の日常生活自立判定の有無（高齢者に限る。）
- (11) 障害手帳の有無（障がい者に限る。）
- (12) 障がいの種別（障がい者に限る。）
- (13) 障がいのある身体の部位（障がい者のうち、身体障がい者に限る。）
- (14) 使用医療機器（難病患者に限る。）

2 前項の規定により提供する個人情報は、次に掲げる区域に居住する者で、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会が同意確認を行い、見守り活動のために個人情報を地域に提供することについて、本人から同意があったものに限る。

- (1) 〇〇1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
- (2) △△1丁目・2丁目

- 3 乙は、地域提供用リストの提供を受けたときは、所定の受領書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の管理)

第4条 乙は、甲から提供を受けた個人情報及び見守り活動を行ううえで収集した個人情報について、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、この協定書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、個人情報を適正に管理しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する体制の整備として、乙における個人情報の取扱いを総括する管理責任者を乙の役員の中から定めることとする。また乙は、地域提供用リストの提供を受ける区域の範囲ごとに、個人情報の取り扱いを管理するリスト管理者を定めなければならない。

- 3 乙は、見守り活動に携わる者その他関係人について、第1項の規定を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、甲から提供を受けた個人情報及び見守り活動を行ううえで収集した個人情報を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

(事故等の報告)

第5条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は、前項の事故が、以降の活動の円滑な進行を妨げ、又は個人情報の二次被害の恐れがあると判断したときは、乙に対して、甲が提供した個人情報（当該個人情報に基づいて実施した見守り活動により収集した個人情報を含む。）の利用を中止させることができる。なお、利用中止の期間は、甲が指示するまでとする。

(個人情報の収集の制限)

第6条 乙は、見守り活動の実施のために要援護者の個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。また、乙は、収集した個人情報を甲に提供することにつき要援護者から同意を得るように努めなければならない。

(目的外使用・第三者提供の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた個人情報及び見守り活動を行ううえで収集した個人情報を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 この条の規定は、乙及び乙を退いた者、またはこの協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(外部持出しの禁止)

第8条 乙は、甲が指定する場合を除き、甲から提供を受けた個人情報及び見守り活動を行ううえで収集した個人情報を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 乙は、甲が指定する場合を除き、地域提供用リストを複写又は複製してはならない。

(収集した個人情報の提供)

第10条 乙は、見守り活動を行ううえで収集した個人情報のうち、甲への提供につき同意があったものについて、甲からの求めに応じ、提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により提供を受けた個人情報について、条例の規定に基づき事務の目的の達成の範囲において適正に管理するものとする。

(見守り活動の報告)

第11条 乙は、見守り活動の活動状況について、甲からの求めに応じ、報告に協力するものとする。

(本協定の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解除し、甲から提供を受けた個人情報の返還を求めることができる。

- (1) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (2) 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- (3) 本協定に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 前各号のほか本協定に違反したとき。

(個人情報の返還)

第13条 乙は、甲から個人情報の返還を求められたとき又は協定が終了したときは、直ちに甲から提供を受けた個人情報を甲に返還しなければならない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、本協定締結日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の前日までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間は、有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 前項に規定する申出は、書面により行うものとする。

(補則)

第15条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住 所) 大阪市大正区千島2丁目7番95号
(大阪市協定担当者) 大正区長 ○○ ○○

印

乙 (住 所) 大阪市大正区○○△丁目△番△号
(団 体 名) ○○地域まちづくり実行委員会
(代 表 者 名) 委員長 ○○ ○○

印